別記様式第1号(第四関係)

伊仙町面縄地区活性化計画（変更無し）

鹿児島県伊仙町

令和6年2月

１　活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊仙町面縄地区活性化計画						
都道府県名	鹿児島県	市町村名	伊仙町	地区名(※1)	面縄地区	計画期間(※2)	令和4年度～令和6年度

目　　標　:(※3)

伊仙町総合戦略における基幹産業である農業の収益向上、6次産業化による高付加価値化、障害者・高齢者を雇用した農福連携を目指し、面縄地区に産地認証されたかごしまばれいしょ「処理加工・集出荷貯蔵施設」の整備、島内消費者向けトマトやパッションフルーツを生産する施設「低コスト耐候性ハウス」の整備、ばれいしょ圃場規模拡大のため生産機械施設の導入、これらの事業を実施する事で「地域産物の販売額の増加」と「雇用者数の増加」を図る。さらに、遊休公共施設を活用した「農福連携拠点施設」を整備し、島内の障害者・高齢者による農業就労や島外からの農業就労も受入れ、農福連携による農業従事者不足の解消や交流人口の増加も図る。定量的な目標として令和9年度に「雇用者数の増加」2人／年を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

伊仙町は、鹿児島県本土から480キロメートル南の徳之島南部に位置し、総面積62.71平方キロメートルを有する第1次産業が主要産業の町である。また、「長寿子宝のまち」としても全国的に名高く、その理由として長寿世界一を2人も輩出したことや、平成15年～平成24までの10年間、連続して合計特殊出生率が全国一となったことから、コロナ禍以前は、関係省庁や全国の自治体・企業から視察の問い合わせやマスコミの取材が多数寄せられた。本地区は、伊仙町の東部に位置、面積4.3462平方キロメートルを有し、伊仙町全面積のおよそ14.4%にあたる。その大部分は農林地であり面積は2.429平方キロメートルである。主にさとうきび生産や畜産、園芸(バレイショ・マンゴー)などが生産されている農業が基幹産業の地区である。

現状と課題

本地区の農業はさとうきびを中心に生産されてきたが、現在、バレイショなどの園芸作物も多く生産されている。バレイショはかごしまばれいしょとして産地認証されており、全国的なバレイショ不足の影響と相まって、今後多くの需要が見込まれ、生産規模拡大・生産量増加や規格外品の製品化を図るため、生産機械施設の導入や規格外品加工施設を備えた集出荷貯蔵施設の整備が必要である。また、伊仙町は野菜の生産量が少なく、殆どが船などで輸送されてくるため一般的に価格も高く、台風の影響で品不足に陥る。このため、本地区に野菜の安定的な供給施設を整備する事で、新たな農産物による農業生産額の増加が見込まれる。その一方で、伊仙町の人口は、昭和35年の16,234人をピークに一貫して減り続けている。急速に進行する人口減少、高齢化少子化の影響が社会問題となっており、本地区においても例外ではなく、地域の過疎化、少子化の影響を受けて、農業担い手不足や農業従事者の確保が極めて厳し現状である。このような中、農福連携や農業生産規模拡大、農業生産効率向上、農業の6次産業化の取組みにより農業の担い手を確保し、基幹産業である農業を通して、地域産物の販売額増加、雇用の増加を図り、定住促進につながる地域づくりが喫緊の課題である。

今後の展開方向等(※4)

①　バレイショの集出荷貯蔵や規格外品の加工処理機能を備えた処理加工・集出荷貯蔵施設を整備し、農業の6次産業化の推進や本地区の農産物の販売額増加と農業従事者の雇用増加を図る。

②　農業生産の効率向上・省力化やバレイショの生産規模拡大・生産量増加を目的に、トラクターなどの農業生産機械を導入する事で、農産物の生産量増加・農産物の販売額増加を図る。

③　遊休公共施設旧面縄保健センターを活用して農福連携拠点施設を整備する事により、地区の高齢者・障害者の雇用や交流拠点として、さらに、徳之島全島或いは島外から障害者の農福連携の受入れ拠点として運営をおこない、農福連携の推進や新規就農者の雇用と施設運営の人材確保による地区住民の雇用創出を図る。併せて交流人口の増加も目指す。

④　島内消費者向けトマトやパッションフルーツ生産施設「低コスト耐候性ハウス」の整備し,地域農産物の生産販売を行うことで、新たな農産物の販売額の増加を図る。

①～④を整備することで、地域産物の販売額の増加による農業所得の向上、農福連携による雇用の増加が図られ、定住促進による地域活性化に繋がる。

２　定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

（1）法第5条第2項第2号に規定する事業（※1）

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）（※2）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
伊仙町	面縄地区	高生産性農業用機械施設	株式会社奄美ブルー・スカイ農園	有	イ	
伊仙町	面縄地区	農山漁村定住促進施設	株式会社奄美ブルー・スカイ農園	有	ロ	
伊仙町	面縄地区	農林水産物集出荷貯蔵施設	株式会社奄美ブルー・スカイ農園	有	イ	
伊仙町	面縄地区	農林水産物処理加工施設	株式会社奄美ブルー・スカイ農園	有	イ	

（2）法第5条第2項第3号に規定する事業・事務（※4）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該 当 な し			

（3）関連事業（施行規則第2条第3項）（※5）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該 当 な し		

（4）他の地方公共団体との連携に関する事項（※6）

該 当 な し

３　活性化計画の区域（※1）

面縄地区（鹿児島県伊仙町）	区域面積（※2）	（ 434.62ha）

区域設定の考え方　（※3）

①法第3条第1号関係：

・伊仙町面縄に事業実施主体奄美ブルー・スカイ農園の事務所が置かれ、当農園の基幹農産物であるバレイショの多くが面縄で生産されている。さらに、農福連携拠点施設に活用する遊休施設も面縄に位置するため、作業などの利便性が良い。また、伊仙町役場や亀徳港などにも近く、交通アクセスが便利な地区である。このようなことから面縄地区は活性化計区域として最敵な地区である。この面縄地区の面積は434.62である。農林地は368.7haであり、全体の84.8%を農林地が占める地区である。さらに、当該地区の住民は648人であり、農林業従事者は90人で全体の13.8%を農林業従事者が占めている。法第3条第1号関係、法第3条第2号関係、法第3条第3関係を遵守しており適切である。

②法第3条第2号関係：

・当該地区において、農福連携・農業の6次産業化を推進し、農福連携拠点施設の整備、バレイショ処理加工・集出荷貯蔵施設の整備、野菜生産低コストハウスの整備を実施する事で、地域農産物の販売額増加や雇用の創出が図られ、定住人口や交流人口の増加につながり、農業による地域活性化が図られる。

③法第3条第3号関係：

・当該地区は、市街化地域を形成している区域を含まない。

4　市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

（1）市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地（※2）	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2	種別（※3）	
					該　当　な　し								

（2）市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）（※4）

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物					該　当　な　し			
計								

（3）開設の時期　　（農林水産省令第2条第4号二）

５ 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事　　項	内　　容	備　考
（1） 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針（※1）		
（2） 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法（※2）		
（3） 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該 当 な し	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法（※5）		
（4） 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（※7）		

６　活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1）

・雇用については、目標年度の雇用者数を地域の有識者による第3者の意見を踏まえ目標の達成状況の評価を行う。
確認の方法：雇用者の出勤台帳や労働者名簿などによる確認